

事例番号	7	自治体名	千葉県 柏市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・ 除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				41.4 万人（2.5%増）	
対象物件の状	構造（築年数）	鉄骨造 3 階建て（築 45 年）			
	損壊状況等	建物全体が老朽化により劣化している。			
	周辺環境	J R の線路及び都市計画道路に近接			
	動産	有り			
所有者等の状況		元事業所であり、建物は法人名義だが、当該法人は実態がない（解散等はおらず登記上存続しているものの営業は行っていない。）。			
費用（うち補助金）		1,000 万円（無）	利用制度	—	
費用回収状況		土地差押え後、 公売により一部回収	財産管理人制度の利用	有・ 無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	特定空家等判定	平成 28 年 4 月 20 日	建築士資格を持つ職員（空家担当）が同行し、 外観調査の上、課長決裁により特定空家等と判定		
②	助言・指導	28 年 4 月 26 日	—		
③	立入調査等	28 年 5 月 19 日	—		
④	勧告	28 年 10 月 27 日	—		
⑤	命令	29 年 2 月 1 日	—		
⑥	戒告	29 年 2 月 10 日	—		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日	実施手順		実施内容		
随時	他自治体への問合せ		代執行の実績がある他自治体に問合せ。行政代執行に関する具体的な手続等を確認。28 年 3 月には直接訪問（1 自治体）して聴取		
平成 28. 5. 31	内部での検討		行政代執行に向けて、除却の代替手段等も含めて検討		
28. 8. 29	所有者との協議		法人代表者を訪問し、登記簿の事実確認。空家法の概要説明の上、行政代執行を視野に入れた改善指導を行うことを説明。所有者による除却については、経済的理由により対応困難との回答		
28. 10. 24	J R 東日本との協議		除却現場は J R 常磐線に近接した場所であるため、工事に大型重機（クレーン車）を使用する場合は近接協議が推奨されていた。 J R 東日本側から「仮に工事中に強風等により大型重機が線路側に転倒した場合、甚大な影響が出る可能性がある」として、「リスクの少ない工法で実施してほしい」とのアドバイスにより、大		

		型重機の使用を断念し、手作業による工事手法に方針転換
29. 1. 10	法定・非法定協議会での協議	市空家等対策協議会部会において、空家法第14条に基づく命令に係る調査審議
29. 1. 16	所有者との協議	法人代表者を訪問し、命令に係る事前通知と意見聴取の請求及び意見書について説明。行政代執行から公売までの流れを確認
29. 4. 6	広報対応	行政代執行実施についてプレスリリース。報道機関からの問合せに備え事前準備（質問を想定したQ & Aの作成）
29. 4. 6	所有者への代執行実施通知	
29. 4. 11	所有者との協議	法人代表者を訪問し、代執行令書について説明。動産及び残置物処分に関する同意書を受領（建物内には多数の動産が残されていたが、除却工事をスムーズに進めるため、基本的にそれら動産は全て処分する方向で事前協議を実施）
29. 4. 20	行政代執行の実施	手作業による解体を実施したため工事期間が長期化（約2か月）し、本体工事に加え、現場周辺を通行止めにして複数のガードマンを立たせる等の安全対策を講じたため、除却費用が増加した。
29. 7～	費用回収	除却後、費用回収業務を空き家担当から債権回収担当（財政部収納課）に引き継ぎ、県を通じて公売。29年11月落札
実施前		実施後
		

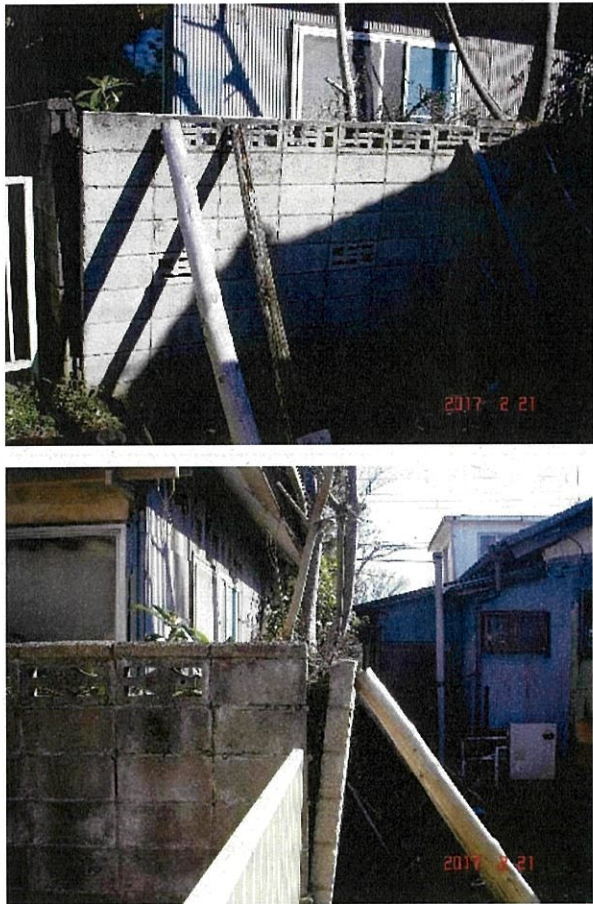
事例番号	13	自治体名	新潟県 十日町市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・ 除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				5.5 万人（6.8%減）	
対象物件の状	構造（築年数）	木造セメント瓦葺 2 階建て（築 48 年）			
	損壊状況等	建物の一部が降雪により倒壊			
	周辺環境	郊外の田園集落（地域の中心部）			
	動産	無し			
所有者等の状況		・土地所有者と建物所有者が別 ・所有者は県外に居住しており、平成 25 年より空き家への対応を依頼してきたが、27 年 2 月に一部が倒壊。同年 10 月に所有者死亡。相続人へ対応を依頼したが、相続人全員が相続放棄のため所有者等不確知と判断。 ・その後、所有者の生前所有の土地（県外）の債権回収のため相続財産管理人（以下「相管人」という。）が選任されていたことから、当該相管人を相手方とし、行政代執行を実施			
費用（うち補助金）		270 万円（無）	利用制度	—	
費用回収状況		所有者の他所有土地の差押え後、それらの公売により一部回収	財産管理人制度の利用	有 ・無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	立入調査等	平成 27 年 12 月 8 日	建築士資格を持つ職員（建築部局）が同行		
②	特定空家等判定	同上	課長決裁により判定		
③	助言・指導	28 年 11 月 16 日	降雪が本格化する前に除却を完了すべく、相管人との事前調整を綿密に行い、短期間に助言・指導から命令までの措置を実施		
④	勧告	28 年 12 月 1 日			
⑤	命令	28 年 12 月 22 日			
⑥	戒告	28 年 12 月 26 日			
—					
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日	実施手順		実施内容		
平成 27. 12 ～28. 11	内部での検討		当初は所有者不在（相続放棄）のため略式代執行の方針で準備を進めていたが、所有者の生前所有の土地（県外）の関係で相管人（県外の弁護士。申立人は債権回収会社）が選任されている事実が判明したため、当該相管人を対象とした行政代執行に切り替えた。		
29. 1. 5	相続財産管理人への代執行実施通知		代執行命令書を手交		
29. 1. 11	行政代執行の実施		開始宣言 1 月 11 日、終了宣言 4 月 20 日		
29. 1～	費用回収		相管人に請求したが、支払うことができない旨の回答があった。そのため、所有者が生前に所有していた市内の他所有地を差押え、公売による費		

	用回収を実施し、一部を回収
実施前	実施後
	

事例番号	8	自治体名	千葉県 香取市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				7.7 万人（6.5%減）	
対象物件の状況	構造（築年数）	R C 造 4 階建て（築 47 年）※除却物は木造附属屋（築年数不明）			
	損壊状況等	・ 木造附属屋が傾斜し、隣のビル側へ倒壊のおそれ（管理会社から苦情有り） ・ ビル屋上の塔屋部の倒壊 ・ ビル入口部分の窓ガラス等の破損			
	周辺環境	・ 商業地域 ・ 国道近く			
	動産	除却部分には無し			
所有者等の状況		固定資産税情報、登記簿謄本、近隣住民への聞き取り等による調査を行ったが、所有者は海外に出国しており、出国先の居所も不明のため所有者等不確知と判断			
費用（うち補助金）		119 万円（無し）	利用制度	—	
費用回収状況		不在者財産管理人から全額回収済	財産管理人制度の利用	有・無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	立入調査等	平成 28 年 5 月 19 日	建築士資格を持つ職員（空家担当）が同行		
②	特定空家等判定	28 年 8 月 23 日	—		
③	助言・指導	—	—		
④	勧告	—	—		
⑤	命令	—	—		
⑥	公告	29 年 1 月 11 日	公告した旨のプレスリリース実施及び市ホームページに掲載（措置期限 2 月 24 日） ※ 期間を約 40 日とした理由は、行政手続法第 15 条第 3 項を参考に、公告の掲示から 2 週間で名宛人に到達したものと考え、そこから措置期限を 1 か月間程度設けたため。		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日		実施手順	実施内容		
平成 28. 10. 11		法定・非法定協議会での協議	市空家等対策検討委員会に諮り、略式代執行の実施に同意を得る。		
28. 12		予算措置	略式代執行予算を議決		
29. 2. 15		自治会との協議	自治会から長年にわたり苦情を受けていたため、自治会長へ略式代執行する旨を説明		
29. 2. 23		広報対応	略式代執行を実施する旨のプレスリリース、市ホームページに掲載		
29. 2. 27		施工業者の選定	市内の 2 業者から見積り取得後、決定		
29. 2. 28		略式代執行の実施			

29. 7. 25	不在者財産管理人選任申立て	予納金 100 万円
29. 11. 8	不在者財産管理人選任	家庭裁判所から当該空き家に関する不在者財産管理人を選任した旨の審判が届く。
30. 8	費用回収	不在者財産管理人より略式代執行費用及び財産管理人選任申立費用の入金 家庭裁判所より予納金 100 万円の返戻
実施前		実施後
 ※木造附属屋  ※屋上塔屋  ※建物入口部分		  

事例番号	9	自治体名	千葉県 香取市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				7.7 万人（6.5%減）	
対象物件の状	構造（築年数）	—			
	損壊状況等	ブロック塀の傾斜（近隣住民からの相談有り）			
	周辺環境	2 方向接道、隣家有り			
	動産	—			
所有者等の状況		固定資産税情報、登記簿等により調査した結果、所有者は死亡しており相続人も相続放棄（家庭裁判所に相続放棄の申述有無を確認）のため所有者等不確知と判断			
費用（うち補助金）		19 万円（無）	利用制度	—	
費用回収状況		全額自治体負担	財産管理人制度の利用	有・無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	特定空家等判定	平成 28 年 8 月 23 日	—		
②	立入調査等	28 年 10 月 18 日	建築士資格を持つ職員（空家担当）が同行		
③	助言・指導	—	—		
④	勧告	—	—		
⑤	命令	—	—		
⑥	公告	29 年 1 月 11 日	公告した旨のプレスリリース実施及び市ホームページに掲載（措置期限 2 月 24 日） ※ 期間を約 40 日とした理由は、行政手続法第 15 条第 3 項を参考に、公告の掲示から 2 週間で名宛人に到達したものと考え、そこから措置期限を 1 か月間程度設けたため。		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日		実施手順	実施内容		
平成 28. 10. 11		法定・非法定協議会での協議	市空家等対策検討委員会に諮り、略式代執行の同意を得る。		
28. 12		予算措置	略式代執行予算を議決		
29. 2. 23		広報対応	略式代執行を実施する旨のプレスリリース、市ホームページに掲載		
29. 2 下旬		相談者との協議	相談者へ略式代執行する旨を説明		
29. 2. 27		施工業者の選定	市内の 2 業者から見積り取得後、決定		
29. 2. 28		略式代執行の実施			
29. 7. 6		相続財産管理人選任申立て	予納金 100 万円		
29. 8. 17		相続財産管理人選任	家庭裁判所から当該空き家に関する相続財産管理人（以下「相管人」という。）を選任した旨		

		の審判が届く。
30. 10	費用回収	相管人が当該土地建物を第三者に売却したが、売買代金が相管人の報酬に充てられたため（一部予納金からも充てられた）、代執行費用の回収が不能となった。
実施前		実施後
		

事例番号	10	自治体名	千葉県 香取市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				7.7 万人（6.5%減）	
対象物件の状況	構造（築年数）	木造 2 階建て（築 38 年）			
	損壊状況等	・屋根、外壁の損壊（近隣住民からの苦情有り） ・台風等の影響により状況が悪化し、外壁も一部敷地内に落下			
	周辺環境	・準工業地域 ・国道近く			
	動産	無し			
所有者等の状況		固定資産税情報、登記簿等により調査した結果、所有者は死亡しており、相続人（15 人）全員が相続放棄（家庭裁判所に相続放棄の申述有無を確認）していたため、所有者等不確知と判断			
費用（うち補助金）		308 万円（無）	利用制度	—	
費用回収状況		相続財産管理人から回収予定	財産管理人制度の利用	有・無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	特定空家等判定	平成 28 年 8 月 29 日	—		
②	立入調査等	28 年 9 月	建築士資格を持つ職員（空家担当）が同行		
③	助言・指導	—	—		
④	勧告	—	—		
⑤	命令	—	—		
⑥	公告	29 年 1 月 25 日	公告した旨のプレスリリース実施及び市ホームページに掲載（措置期限 3 月 10 日） ※ 期間を約 40 日とした理由は、行政手続法第 15 条第 3 項を参考に、公告の掲示から 2 週間で名宛人に到達したものと考え、そこから措置期限を 1 か月間程度設けたため。		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日		実施手順	実施内容		
28. 10. 11		法定・非法定協議会での協議	市空家等対策検討委員会に諮り、略式代執行の同意を得る。		
28. 12		予算措置	略式代執行予算（約 350 万円）を議決		
28. 12		県建設業協会との協議	県建設業協会香取支部と現地調査を実施		
29. 1. 16		家庭裁判所との協議	家庭裁判所から相続人の相続放棄申述有無の回答を得る（子 2 人の相続放棄を確認）。		
29. 3		予算措置	相続財産管理人利用のための予納金（100 万円）及び解体部材にアスベストが含有されていたため、処理費用の追加予算（54 万円）を議決		

29. 4. 3	家庭裁判所との協議	家庭裁判所から相続人の相続放棄申述有無の回答を得る（全員の相続放棄を確認）。 ※ 当初は「相続人全員相続放棄のため、相続人無し」との理解であったが、税担当課では相続順位第3位の甥姪までの確認をしておらず、念のため、代執行公告後に裁判所に照会する等の確認作業を行った。
29. 5. 11	自治会との協議	近隣住民へ略式代執行する旨を説明
29. 5. 12	広報対応	略式代執行を実施する旨のプレスリリース、市ホームページに掲載
29. 5. 18	施工業者の選定	市内の2業者から見積り取得後、決定
29. 5. 19	略式代執行の実施	代執行は「必要最低限の措置」であるため、建物の基礎部分は除却せず。
29. 8. 1	相続財産管理人の選任申立て	予納金 60 万円
29. 10. 2	相続財産管理人の選任	家庭裁判所から当該空き家に関する相続財産管理人（以下「相管人」という。）を選任した旨の審判が届く。
29. 10～	費用回収	相管人からの費用回収を実施中（29 年 11 月現在）
実施前		実施後
 ※強風による被害後		 ※建物の基礎部分は残している。

事例番号	15	自治体名	新潟県 十日町市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				5.5 万人（6.8%減）	
対象物件の状況	構造（築年数）	元旅館 ・ 木造・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建て（築 48 年） 附属建物①木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て（築 48 年） ②木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建て（築 37 年） ・ 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建て（築 45 年） ・ 木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建て（築 41 年）			
	損壊状況等	建物の老朽化に伴い、屋根材や壁材が周囲（田畑）に飛散			
	周辺環境	・ 市中心部周辺の既成市街地 ・ 線路（高架）に近く通学路に面している。			
	動産	残存物多数			
所有者等の状況		・ 法人が旅館業を営んでいたが平成 14 年に法人解散のため、所有者等不確知と判断 ・ 土地所有者は解散した法人代表者（故人）の親戚。抵当権の設定有り			
費用（うち補助金）		1,040 万円（無）	利用制度	—	
費用回収状況		全額自治体負担	財産管理人制度の利用	有・無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	立入調査等	平成 27 年 12 月 4 日	建築士資格を持つ職員（空家担当外）が同行		
②	特定空家等判定	同上	課長決裁により判定		
③	助言・指導	28 年 9 月 20 日	土地所有者に対し文書送付により実施		
④	勧告	28 年 12 月 1 日			
⑤	命令	—	—		
⑥	公告	29 年 4 月 10 日	措置期限 4 月 24 日		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日	実施手順		実施内容		
平成 27.12 ～29.4	内部での検討		借地上の特定空家等であるため、代執行で除却後の跡地を完全に更地化することは、土地所有者の負担無しに跡地を活用しやすくすることにつながり、土地所有者の利益が大きい反面、市による費用回収面でのメリットがないこと、また、「危険を排除するための必要最小限の工事内容とすることで少しでも工事費用の節約を図ることから、完全更地化まではせず、建物の基礎部分を残すこととした。		
28.10～ 29.5	土地所有者との協議		対応を依頼し、対応意思を確認。対応がなされない場合、代執行を実施する旨を伝達するなど複		

		数回協議
29. 8. 17	略式代執行の実施	開始宣言 8 月 17 日、終了宣言 10 月 31 日
実施前		実施後
		
		
		※建物の基礎部分が残っている。

事例番号	20	自治体名	富山県 上市町	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				2.1 万人（4.7%減）	
対象物件の状況	構造（築年数）	木造平屋建て（築 149 年）			
	損壊状況等	・屋根が全体的に歪んでいる。 ・外壁が部分的に剥落している。 ・草木の繁茂が著しい。			
	周辺環境	住宅地			
	動産	家財道具が残されている。			
所有者等の状況		・建物所有者と土地所有者が別 ・建物所有者は死亡しており、相続人も相続放棄していたため、所有者等不確知と判断 ・近隣住民からの苦情を受け付けた当初は、所有者から空き家の寄附を受け、町が解体する方針であった（町危険老朽空家対策事業を利用）が、既に相続放棄されていたため、略式代執行実施に方針変更			
費用（うち補助金）		135 万円（54 万円）	利用制度	空き家再生等推進事業（国土交通省）	
費用回収状況		一部補助金利用	財産管理人制度の利用	有・無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	立入調査等	—	—		
②	特定空家等判定	平成 28 年 7 月 11 日	内部の協議により特定空家等と判定		
③	助言・指導	—	—		
④	勧告	—	—		
⑤	命令	—	—		
⑥	公告	28 年 8 月 29 日	公告するとともに、相続放棄した相続人にも写しを渡して説明（措置期限 9 月 30 日）		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日		実施手順		実施内容	
平成 28. 7. 11		弁護士との協議 内部での検討		町が本件以前に実施した 2 例に比べ、老朽化による危険性は低いものの、草木は繁茂しており、著しく環境を阻害するとともに、生活環境保全が不適切な状態であると認められたことから特定空家等と判定し、略式代執行の実施を決定 ※ 町顧問弁護士からは、「略式代執行実施可否の判断は難しいところだが、町として必要性があると判断を下すのであれば、実施に問題はない」との意見を受けた。	
28. 8. 17		自治会との協議		町内会長に略式代執行の実施を説明し、承諾書を受領	

28. 8. 22	土地所有者との協議	略式代執行の実施を説明し、承諾書を受領
	建物所有者相続人との協議	略式代執行の実施を説明し、改めて承諾を確認
28. 10. 4～	施工業者の選定	町内の業者に対し指名競争入札を実施
28. 10. 24	略式代執行の実施	
28. 11. 25	土地所有者との協議	町として跡地利用予定があったため、土地所有者から土地の寄附を受ける。
実施前		実施後
		

事例番号	26	自治体名	滋賀県 東近江市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				11.4 万人（1.1%減）	
対象物件の状況	構造（築年数）	—			
	損壊状況等	・敷地内全体に草木が繁茂し、著しく景観を損なっている状態 ・立木の枝等が近隣の道路及び敷地にはみ出している。			
	周辺環境	住宅地			
	動産	—			
所有者等の状況		所有者は死亡しており相続人も相続放棄のため所有者等不確知と判断			
費用（うち補助金）		35 万円（無）	利用制度	—	
費用回収状況		相続財産管理人から回収予定	財産管理人制度の利用	有・無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	立入調査等	平成 28 年 6 月 14 日	庁内の関係部局職員で構成する担当者会議のメンバーが合同で立入調査を実施		
②	特定空家等判定	28 年 6 月 24 日	立入調査を行った空き家について、判定結果と現地写真を市空家等対策協議会で報告。同協議会で審議し、市長決裁により判定		
③	助言・指導	—	—		
④	勧告	—	—		
⑤	命令	—	—		
⑥	公告	28 年 9 月 30 日	措置期限 10 月 31 日		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日	実施手順		実施内容		
平成 28.6	内部での検討		所有者が確知できず、改善措置が必要なことから略式代執行の実施を検討。県内で代執行を実施した自治体がなく、空き家対策の先進地となるべきという市長の意向も踏まえ、代執行の必要があると判断した。 略式代執行で草木の除却等を行い、債権を発生させることで、市が利害関係人となって相続財産管理人（以下「相管人」という。）を申し立て、空き家及び土地の市場流通により費用を回収することを想定（空き家は老朽化しているものの、倒壊等のおそれはない。）		
28.6.24	法定・非法定協議会での協議		略式代執行の実施に向け、市空家等対策推進協議会において検討結果を説明。草木の繁茂を理由に特定空家等と判定		

28. 8. 25	内部での検討	庁内会議である空家等対策担当者会議において、略式代執行の具体的な実施手順、スケジュール等を確認。予算については、28 年度予算において「特定空家等除却工事費」として議決済み(100 万円)
28. 9 中旬	施工業者の選定	4 社から見積書を取得し、工事業決定
28. 10	自治会との協議	自治会長に対し、代執行に向けた経過及び措置内容の説明、周辺住民への周知依頼
28. 11. 1	略式代執行の実施	草木の繁茂による近隣及び景観への悪影響の除去のため、最低限の措置として、草木の除却のみを実施
28. 11	広報対応	代執行実施結果について資料による情報提供
28. 11	相続財産管理人の選任申立て	市空家等対策推進協議会委員で、空家等に関する相談を依頼している市顧問弁護士を選任(予納金 80 万円)
28. 11～	費用回収	相管人が処分を行いやすいよう、市が協働している空き家バンク(一般社団法人東近江住まいるバンク)が売買に向けて働きかけを行っている。 また、近隣の事業者が社員寮の建設用地として購入できないかとの話もあったが、市街化調整区域に所在し建て替えができないため、白紙になった。 近隣住民にも、購入の交渉を継続して行っている。
実施前		実施後
 		

事例番号	27	自治体名	滋賀県 東近江市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				11.4 万人（1.1%減）	
対象物件の状況	構造（築年数）	木造 2 階建て（築 40 年）			
	損壊状況等	・草木の繁茂により著しく景観を損なっている状態 ・立木の枝等の近隣道路及び敷地へのはみ出し ・トタン屋根の飛散			
	周辺環境	住宅地			
	動産	無し			
所有者等の状況		所有者が不明であるため相続人も調査できず所有者等不確知と判断			
費用（うち補助金）		24 万円（無）	利用制度	—	
費用回収状況		相続財産管理人制度の利用による回収を検討中	財産管理人制度の利用	検討中	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	立入調査等	平成 28 年 6 月 14 日	庁内の関係部局職員で構成する担当者会議のメンバーが合同で立入調査を実施		
②	特定空家等判定	28 年 6 月 24 日	立入調査を行った空き家について、判定結果と現地写真を市空家等対策協議会で報告。同協議会で審議し、市長決裁により判定		
③	助言・指導	—	—		
④	勧告	—	—		
⑤	命令	—	—		
⑥	公告	29 年 6 月 26 日	措置期限 7 月 7 日		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日	実施手順		実施内容		
平成 28 年 ～	内部での検討		地域住民への支障や切迫性について課内で検討。県内で代執行を実施した市町村がなく、空き家対策の先進地となるべきであるという市長の意向も踏まえ、代執行の必要があると判断した。		
29.3	予算措置		29 年度予算において「特定空家等除却工事費」として予算議決（100 万円）		
29.5.2	内部での検討		庁内会議である空家等対策担当者会議において、略式代執行に向けた方針を確認。代執行実施の方針を検討し、市長決裁により実施を決定		
29.6			代執行実施計画を策定し代執行責任者を選任。代執行費用については約 18 万円と想定		
29.7.3	自治会との協議		自治会長及び近隣住民に代執行実施を周知		
29.7.10	施工業者の選定		4 社から見積書を取得し、契約締結。修繕箇所		

		が見込みより多く、計画時より増額となった（約24万円）。
29.7.13	内部での検討	空家等対策担当者会議において、略式代執行の具体的な実施手順、スケジュール等を確認
29.7.14	略式代執行の実施	草木の繁茂による景観への悪影響及び飛散物による危険性の除去のため、最低限の措置として、草木の除却、飛散するトタン屋根の補修を実施
29.7.19	法定・非法定協議会での協議	市空家等対策推進協議会において、略式代執行実施の結果報告
29.7～	費用回収	相続財産管理人を利用した売却について、まずは購入希望先を検討中
実施前		実施後
		

事例番号	38	自治体名	鳥取県 鳥取市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				19.4 万人（1.9%減）	
対象物件の状況	構造（築年数）	木造瓦葺平屋建て鶏舎（築年数不明）			
	損壊状況等	建物の倒壊を防ぐため、市道からも支え棒を立てている。			
	周辺環境	市道に隣接			
	動産	壺や置物等有り			
所有者等の状況		建物所有者（登記名義人）の住民票に記載されている住所は物件と同一の住所であるが、実際には居住しておらず行方不明のため所有者等不確知と判断			
費用（うち補助金）		80 万円（無）	利用制度	—	
費用回収状況		検討中	財産管理人制度の利用	有・無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	立入調査等	—	—		
②	特定空家等判定	平成 26 年 2 月 26 日	25 年 3 月に実施した空き家実態調査により危険な状態であることを把握。空家法の施行日をもって、特定空家等と判定		
③	助言・指導	—	—		
④	勧告	—	—		
⑤	命令	—	—		
⑥	公告	28 年 10 月 3 日	市役所掲示板及び市ホームページに掲載（措置期限 11 月 21 日）		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日	実施手順		実施内容		
平成 27. 12 ～28. 3	内部での検討 予算措置		直ちに建物が倒壊し、市道を閉鎖するおそれが高い空き家 2 戸について、略式代執行を実施する方針の下、工事経費を 28 年度予算において要求 なお、略式代執行を予定していた 2 戸のうち、1 戸は実施前に倒壊し市道に崩れたため、条例に基づく緊急安全措置を講じた。		
28. 5. 17	法定・非法定協議会での協議		市空き家等協議会において、略式代執行について審議。委員から「所有者を過失なく確知できない状態にあるのかを更に追求すべき（確認は可能な限り行ったが連絡がつかなかったという記録を残すことが必要ではないか等）」との意見が出たため、決定に至らず。		
28. 8. 29			前回指摘のあった事項について下記のとおり		

		説明し、略式代執行実施について承認を得る。 ・ 電気、ガス、水道の契約情報、登記簿情報、固定資産税情報、戸籍情報を再度確認したが、新たな情報は得られなかった。 ・ 携帯電話番号を把握したため、契約者の住所、氏名、利用料支払情報を入手し、契約者を2度訪問したが、契約者と建物所有者の関係がないことが判明。契約者に文書で建物所有者の居所等連絡先について照会したが返信がなく、建物所有者の居所情報等は入手できなかった。
28. 9. 15	議会对応	略式代執行の実施について説明
28. 11. 29	略式代執行の実施	降雪の前に除却することで、市民の安全を確保
28. 12. 8	除却後跡地の管理	除却に伴い、建物内に存置されていた動産を市で保管していたため、その引取りを公告にて請求
28. 12～	費用回収	債権管理を担当する部局ではなく、工事を実施した部局が債権として管理しているが、建物所有者の所在が確認できず、回収に苦慮
実施前		実施後
		

事例番号	4 3	自治体名	福岡県 宗像市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				9.7 万人（1.1%増）	
対象物件の状況	構造（築年数）	木造 2 階建て（築 87 年）			
	損壊状況等	・家屋一部崩落 ・柱、梁、屋根、外壁共に構造材及び下地材が著しく破損			
	周辺環境	家屋に隣接			
	動産	有り			
所有者等の状況		所有者は死亡しており、相続人全員が相続放棄のため所有者等不確知と判断			
費用（うち補助金）		234 万円（無）	利用制度	—	
費用回収状況		相続財産管理人から回収予定	財産管理人制度の利用	有・無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	立入調査等	平成 28 年 7 月 4 日	職員による外観目視調査		
②	特定空家等判定	28 年 7 月 5 日	—		
③	助言・指導	—	—		
④	勧告	—	—		
⑤	命令	—	—		
⑥	公告	28 年 8 月 22 日	措置期限 9 月 22 日		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日	実施手順		実施内容		
	内部での検討		略式代執行による工事の影響を鑑みて、周辺家屋の調査を事前に実施		
平成 28. 10. 14	略式代執行の実施				
28. 10～	費用回収		相続財産管理人制度を利用した財産処分により費用回収中		
実施前			実施後		
					

事例番号	4 4	自治体名	福岡県 宗像市	行政代執行・略式代執行	
				措置の内容	改修・除却
H27 国勢調査人口（H22 調査からの増減状況）				9.7 万人（1.1%増）	
対象物件の状況	構造（築年数）	木造 2 階建て（築 46 年）			
	損壊状況等	・ 柱、梁、外壁の構造材破損及び劣化 ・ 屋根、ベランダの一部崩落			
	周辺環境	隣接家屋あり			
	動産	無し			
所有者等の状況		所有者は死亡しており、相続人も全員死亡していたため所有者等不確知と判断			
費用（うち補助金）		442 万円（205 万円）	利用制度	空き家等再生推進事業（国土交通省）	
費用回収状況		一部補助金利用 更に相続財産管理人制度の利用により一部回収済	財産管理人制度の利用	有・無	
代執行までのそれぞれの措置					
	措置内容	措置実施日	工夫した点・苦慮した点等		
①	立入調査等	平成 28 年 9 月 16 日	職員による外観目視調査		
②	特定空家等判定	28 年 10 月 20 日	—		
③	助言・指導	—	—		
④	勧告	—	—		
⑤	命令	—	—		
⑥	公告	28 年 11 月 11 日	措置期限 12 月 9 日		
代執行実施に関する事務の実施状況					
実施日	実施手順		実施内容		
	内部での検討		略式代執行による工事の影響を鑑みて、周辺家屋の調査を事前に実施		
29. 2. 27	略式代執行の実施				
29. 2～	費用回収		相続財産管理人制度を活用し、費用の一部を回収		
実施前			実施後		
					